

油濁基金 だより

No. **46**
1991.3



財団法人 漁場油濁被害救済基金



平成3年1月25日、愛媛県高井神島のり漁場に油が流入し、養殖のりに被害を与えた。被害調査実施風景

目 次

(寄稿)

- 1. 水産庁の漁業系廃棄物対策について 水産庁漁場保全課 鉢木和三 …… 1
- 2. 平成3年度漁場保全関係予算の概要 水産庁漁場保全課 光富喜一郎 …… 4

(随想)

- 油濁事故の思い出 愛媛県漁連 富田勤司 …… 9

(基金記事)

- 1. 海洋汚染の現状（「平成元年度海上保安白書」より） …… 12
- 2. 中央審査会の動き …… 16
- 3. 評議員の委嘱について …… 18
- 4. 役員の改選について …… 19

- (官庁等人事異動) …… 20

(編集後記)

- (人物紹介) 愛媛県漁連／佐々木和重

水産庁の漁業系廃棄物対策について

水産庁漁場保全課

海洋漁場保全調査官 鉢木和三

漁業に係る環境問題としては、赤潮、油濁等のほか、近年 FRP 漁船をはじめとする漁業系廃棄物（漁業生産に伴って生じる廃棄物）が大きな問題となっています。このため、水産庁ではその適正処理について学識経験者の協力を得て検討を進めてきました。平成3年1月、「漁業系廃棄物処理

計画策定指針」を作成したのに伴い、下記の「漁業系廃棄物対策の進め方」を取りまとめました。今後は、この考え方を関係各機関に対して周知徹底し、漁業系廃棄物対策を進めていくこととしています。皆様の御理解、御支援をお願い致します。

漁業系廃棄物対策の進め方について（概要）

平成3年2月8日

水産庁

1. 趣旨

- (1) 近年、各種の廃棄物の排出量の増大及び質の多様化により、その適正な処理がますます困難となっている。このような状況の中で、昨年12月には生活環境審議会が新しい廃棄物処理のあり方について厚生大臣に対し答申する等、廃棄物をめぐる様々な検討がなされている。
- (2) 漁業界においても、
 - ① 今後大量の廃船処理が必要となる FRP 漁船の放置が懸念されること、
 - ② 養殖業の発展や埋立地不足により放置される貝殻が漁村環境保全上問題となっていること、

- ③ 廃網等が漂流物となって船舶航行や海洋生物に被害を与え国際的な問題となっていること等、漁業生産に伴って生じる廃棄物の問題が深刻化しており、このような漁業系廃棄物の適正かつ効率的な処理を強力に推進していく必要が生じている。
- (3) このため水産庁では、平成2年度において「漁業系廃棄物処理計画策定指針作成委員会」を全漁連に設置し、厚生省等関係機関の協力を得て、漁業系廃棄物を処理するための体制作りの指針となる「漁業系廃棄物処理計画策定指針」を作成した。今後は同指針に基

づき全国的に漁業系廃棄物の適正処理体制作りを指導していくこととしている。

2. 漁業系廃棄物処理計画策定指針の基本的考え方

- (1) 漁業系廃棄物は事業系の廃棄物であり事業者たる漁業者が自らの責任において適正に処理すべきものである。従って、直接的な処理費用は漁業者が負担する。しかしながら、廃棄物の処理を漁業者のみで行うことは、体制的、技術的、資金的に困難が伴うことから、都道府県段階において、都道府県漁業協同組合連合会を中心として地方自治体、メーカー、産業廃棄物処理業者等を構成員とする都道府県漁業系廃棄物対策協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。
- (2) 県協議会の中に、漁業系廃棄物処理計画策定検討委員会を設置し地域毎、廃棄物の種類毎の廃棄量の予測、集積

方法、処理方法、各段階毎の実施主体、処理費用、将来の施設整備計画等を内容とする漁業系廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定する。

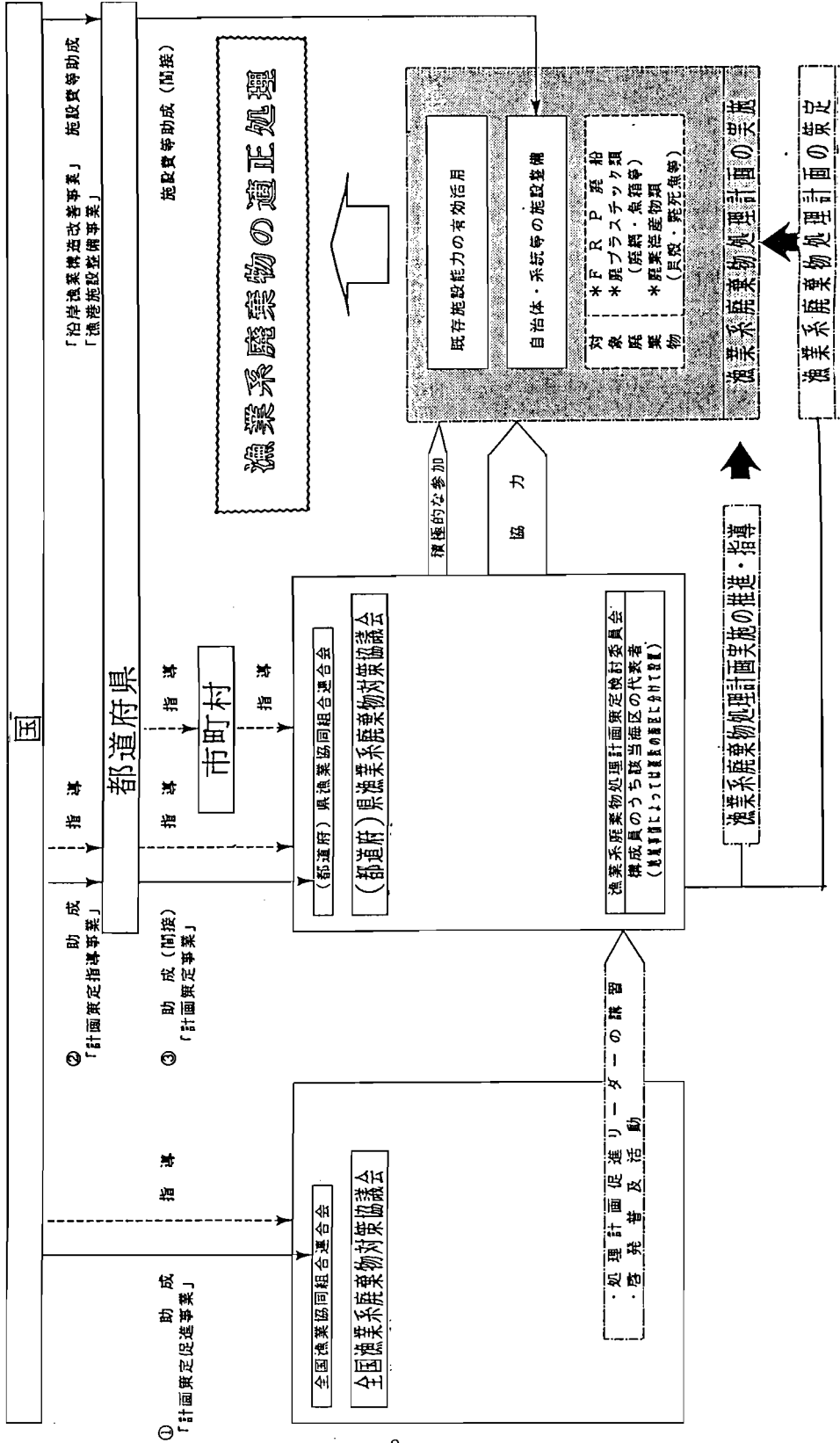
- (3) 処理計画策定後、県協議会がそれぞれの地域実態に応じ処理計画実施の推進・指導を行う。

3. 水産庁の支援施策

- (1) 平成3年度から「FRP 漁船等漁業系廃棄物処理計画策定事業」を実施する。同事業においては県協議会が行う処理計画策定のほか、全国漁業協同組合連合会を中心として関係団体の参加を得て組織される全国漁業系廃棄物対策協議会が行う各地の処理計画作りへの指導についても助成する。
- (2) 処理計画により必要とされた廃棄物処理施設及びその用地の整備については、沿岸漁業構造改善事業、漁港整備事業等により助成する。

漁業系廃棄物対策の仕組み

漁業系廃棄物対策の仕組み



平成3年度漁場保全関係予算の概要

水産庁研究部漁場保全課総務班
農林水産事務官 光富喜一郎

水産庁では、近年の地球環境問題への関心が高まる中、漁場環境においても様々な問題が発生しつつあることに対応するため従来の事業に加えて新規予算を計上した。

このうち油濁基金関係予算としては、自然界に存在する微生物（バクテリア）を利用して油を処理する「生物的油濁処理技術開発事業」を平成3年度より実施する。昨年アラスカ湾で発生したエクソンバルディズ号原油流出事故や最近ペルシャ湾で発生

した原油汚染など油による環境汚染が深刻な問題となっているが、現在の油濁処理技術には決定的な手段がなく作業は困難を極めている。基金としてはこうした問題に対応するためにも、環境に安全な処理技術の開発を行うこととしている。

以下、平成3年度に、実施される漁場保全関係予算のうち新規事業を中心に紹介する。

平成3年度漁場保全関係予算の概要

水産庁では、近年の地球環境問題への関心が高まる中、漁業環境においても様々な問題が発生しつつあることに対応するため、従来からの漁場保全関係予算に加えて、平成3年度からは以下の新規事業を行うこととしている。

1. 水産業振興事業委託費として

(1) 海外漁場化学物質残留実態調査費

26,272千円

最近、輸入食品の安全性に対する関心が高まっている中で、発展途上国から輸入されている魚介類に比較的高濃度の農薬が含

まれているといった指摘もあり、海外漁場の魚介類の汚染実態把握が急務となっている。

このため、アジア、アフリカ等の地域において漁獲される魚介類の中で、輸入量及び漁獲量の多いエビ類、イカ類等の魚介類について、有機塩素系農薬、有機リン系農薬、重金属等の汚染実態調査をおこない漁場の汚染状況を把握する。

(2) 漁船活用型地球環境モニタリング検討事業費

4,414千円

近年の反捕鯨、反流し網等の動きに見られる様に日本の遠洋漁業の国際的イメージ

が必ずしも良くない状況であることから、これらの遠洋漁船に、海洋汚染のモニタリングを行わせ、地球環境問題に貢献させるため、愛媛大学において基礎的な開発が終了している生物蓄積性有機塩素化合物（PCB、農薬 DDT 等）の試料採取器材について、漁船員が簡易に操作できるモデルを開発する。

また、平成4年度以降、同器材等を使用した漁船による地球的規模のモニタリングを行うことについての検討を行う。

(3) 酸性雨内水面漁業影響調査費

4,845千円

我が国でも PH 4 台の酸性雨が観測されているため、これによる湖沼の酸性化が内水面漁業に及ぼす影響を予測評価するため、以下のことを行う。

① 文献調査：諸外国の湖沼等の酸性化の実態と、諸対策（国際間を含む）についての情報を収集する。

② モデル実験：重要特定魚種（アユ、ニジマス、コイ）の稚魚について、忌避行動、致死と PH の関係を調べる。プランクトンについて致死及び再生産速度と PH の関係、至適 PH を調べる。

(4) 赤潮情報ネットワークシステム実用化技術開発試験費

60,341千円

依然として多発している赤潮被害の未然防止策として、現在までに蓄積した様々な赤潮情報をデータベース化し、ネットワーク技術を活用して、研究支援や赤潮発生時の緊急対策等必要に応じてリアルタイムに

データを入手しながらこれらを組み合わせでコンピュータ解析できるシステムを開発する。

(5) 大規模取放水内湾浅海域漁業影響調査費

62,735千円

発電所の取放水が漁業に及ぼす影響については、これまで外海域に立地している原子力発電所を対象として調査検討を進めてきたところであるが、最近では東京湾等の内湾・内海域に大規模な LNG 等の火力発電所の立地が目立ってきており、豊富な水産資源を有し、幼稚魚の重要な生育場である内湾・内海域の漁業に及ぼす影響が懸念されている。

このため、発電所取放水の漁業への影響評価を行い、内湾・内海域に立地する発電所の取放水の望ましい在り方を明らかにする。

2. 漁業振興事業費補助金として

(1) FRP 漁船等漁業系廃棄物処理計画策定事業費

13,902千円

丈夫で長持ちと脚光を浴びた FRP 漁船の廃船が今後毎年1万隻以上に上ると考えられているが、個々の漁業者だけでは処理費用、処理体制の問題があり困難な状況にある。このため、以下の事業を行う。

① 県漁連を始めとする漁業者団体が中心となって、廃棄物処理業者、メーカー等を構成員とする海区漁業系廃棄物対策協議会を設置し、自主的な話し合いの積み上げを基本として、地域毎、種

類毎の廃棄量の予測、回収方法、回収時期、処理方法及び処理費用について漁業系廃棄物処理計画を策定する。

- ② 全漁連を中心とした全国漁業系廃棄物対策協議会及び都道府県はこれを支援する。

(2) 生物的油濁処理技術開発費

9,540千円

漁場において油濁事故が発生した場合の油の除去手段としては吸着マット、油処理剤等が一般的に使用されているが、海岸の岩場や砂浜等に流出した油はヒシヤク等を使用する以外に迅速に除去する方法がなく付着した油は自然浄化にまかされている。しかしながら、自然浄化には通例2～3年程度の期間がかかることから、その間、貝や海藻等の磯根資源の被害が継続して生じることになる。

このため、従来の清掃手段で除去できない付着油を迅速かつ安全に処理し、早急に漁場を回復するため、自然界に存在する石油分解微生物を利用した処理技術を開発する。

3. 生活関連重点化枠として

海洋環境浄化再生事業（沿岸漁場整備開発事業） 300,000千円

水質・底質の汚染が進み、悪臭の発生等により、地域住民の生活環境が悪化し、もしくはレクリエーション利用に際しての効用性が低下している沿岸水域において、ヘドロの浚渫、海水交流の促進等を重点的に実施し、「きれいな海」の回復を図る。

漁場環境保全対策関係予算の推移

(単位：千円)

事 項	2 年度	3 年度	補助率	委託先・交付先
1 赤潮対策	415,843	395,937		
(1) 赤潮貝毒監視事業費補助金	65,355	62,095	1/2	都道府県
(2) 貧酸素水塊被害防止対策事業費	72,420	68,799		都道府県等
(3) 赤潮対策技術開発試験費	278,068	265,043		都道府県等
うち赤潮情報ネットワークシステム実用化技術開発試験費	0	60,341		
2 漁業公害対策	680,643	698,965		
(1) 有害物質漁業影響調査費	261,490	278,418		都道府県等
うち①海外漁場化学物質残留実態調査費	0	26,272		
②漁船活用型地球環境モニタリング検討事業費	0	4,414		
③酸性雨内水面漁業影響調査費	0	4,845		
(2) 貝毒安全対策事業費	48,558	46,130		都道府県等
(3) FRP 漁船等漁業系廃棄物処理計画策定事業費	0	13,902	1/2	都道府県・全漁連
(4) 漁場環境保全啓蒙普及事業費	20,889	19,845		(社) 日本水産資源保護協会
(5) 漁場保全対策事業費	95,909	91,114	1/2	都道府県
(6) 漁場クリーンアップ事業費	99,309	94,344	1/2	都道府県
(7) 漁場油濁被害対策費	154,488	155,212	定額	(財) 漁場油濁被害救済基金
うち生物的油濁処理技術開発費	0	9,540		

事 項	2 年度	3 年度	補助率	委託先・交付先
3 漁場環境保全調査	154,419	144,133		
(1) 栄養塩類構成比変化影響調査費	17,724	16,838		大学等
(2) 漁場保全機能定量化等事業費	69,742	64,560	定額	(社) 日本水産資源保護協会
(3) 大規模取放水内湾浅海域漁業影響調査費	0	62,735		(財) 海洋生物環境研究所等
(4) 大量取水漁業資源影響検討事業費	66,953	0	定額	
計	1,250,905	1,239,035		
別に				
沿岸漁場整備開発事業の一環としての沿岸漁場保全事業	745,800	770,000		
沿岸漁場整備開発調査費補助				
うち沿岸漁場保全事業	5,000	0	1/2	都道府県
沿岸漁場整備開発事業費補助				
うち沿岸漁場保全事業				
大規模漁場保全事業	463,500	495,000	1/2	都道府県
小規模漁場保全事業	277,300	275,000	1/2	都道府県
(生活関連枠)				
海洋環境浄化再生事業	0	300,000	1/2	都道府県

油濁事故の思い出

愛媛県漁業協同組合連合会

販売第二課長 富田勘司

漁連の年始式から幾日も経たないある日、「トミタさ～ん」、電話の向こうから聞き覚えのある油濁基金の三木課長の声が聞こえて来た。私が昨年漁政部から販売部へ異動したことは既に御存知のはず、それに最近県下で油濁事故が発生したとの話しも聞いてはいないし、一瞬頭の中でそんなことを考えているうち、「油濁基金だよりはそちらへも届いていますよね。」「え、ええ読ませてもらってましたけど、」「随想のページに業務を離れられての思い出の原稿をお願いしたいのですが、それじゃ編集の者に代わりますので詳しいことを聞いて下さい。」ちょっと待った、まだ引き受けるとも返事してませんよ……、「担当の畠山ですが、締切日はいついつ、原稿用紙何枚程度、云々、愛媛県は事故件数も多く、貴方は長年被害救済の委託事務に携わって来られたと聞き、皆で是非お願いしようということになりましたのでよろしく。」痛い所を突いて来られる。本県は基金から多大の救済金支給を受けており、(17件、漁業被害救済金1億8,960万円、防除清掃費1,560万円)それを言われると断れなくなってしまう。そんな次第で拙文を捻り出さなければならない羽目となった。

遅まきながら近頃入手したばかりの電子手帳で国語辞典カードを手引書片手に操作すると、思い出とは、思い出すこと・追憶・追想と液晶表示された。追憶とは何んとロマンチックな響きであろうか。ところが、私の油濁事故に関わる思い出は、真冬の海上に不安気に集まって来られた海苔養殖漁業者の顔と、寒さに震えながらの被害確認作業の場面ばかりが鮮明に蘇って来る。時化の海を事故現場へ疾走する作業船の艫で、振り落とされないように這いつくばり、必死の思いでモヤイ網にしがみついていたものの、普段船上作業に無縁の身の哀しさ、舳が並を切るたび体が宙に飛び跳ね、臀部をクッション代わりに繰り返して打ち付けることとなり、組合事務所の椅子に座った途端、激痛にはじめてそれに気づいたことなど、全く格好の良いことは思い出せないが、これも後になれば笑い話の一つではあろう。しかしながら当事者にとっては、姿無き流出犯人に対する憤慨は到底筆舌に尽くし難いものがあるはずで、最も悲惨であった事故では、漁場の一区画全ての海苔網が被油してしまい汚染原藻より乾海苔を抄くことは不可能との判断のもと、組合員総動員でようやく事故網の撤去作業が完了

し、他の漁場で育苗中の替え網を張り換える準備が整った矢先、今度は、その育苗漁場を含んだ海域に再び油が漂着、関係漁業者は茫然自失、意気消沈して声も無く、再度の防除清掃作業への出動計画の相談も憚られる程のこともあった。

事ほど左様に、事故発生の都度浜は大混乱に陥り、暗タンたる雰囲気押し込まれてしまうが、そんななか、僅かではあれ微笑ましい事柄も全く無い訳ではなかった。ある事故の場合、発見の数日前、被害漁場に隣接する港湾沖で貨物船の荷崩れ転覆沈没事故が起きており、油と一緒に救命ブイや発煙灯が流れ着き、念の入ったことは、事故船主からの要請を受けた海事鑑定人まで漁協を訪ねて来るなど、皆で流出源は判明しているものと思っていたところ、海上保安部より、漂着油と事故船の燃料油とは性状が異なる、即ち沈船とは無関係との見解が示され、一転、原因者不明として基金のお世話になることとなったのである。組合事務所で急ぎ来県頂いた基金職員を交え事後の対策を協議中、組合長より真剣な口調で「てっきり沈船が原因と思い込み、訪ねて来た鑑定人を相当厳しく叱りとばしてしまった。おまけに、見舞に持参した清酒があったが、防除清掃作業に従事した組合員に振る舞って全部空になっている。ここは一応先方へ詫びを入れたほうがよからうか、飲んでしまった酒も買い求めて弁償すべきであろうか……。」との相談を受け、一同顔を見合わせ返答に窮する一幕もあ

た。あるいは、全くその逆に、数組合の漁場にまたがる事故に、それ一大事と慌てて東京へ連絡を入れ、至急の来県を要請、被害調査に取りかかったところ、翌日になり係留中の貨物船からのバルブ操作ミスによる燃料漏出と判明し、油濁基金には空港まで出迎に行った車で折り返し丁重にお引き取り願ったこともある。

何の前触れもなく「朝起きてみれば漁場は一面油でまっ黒」という突然の油濁被害に、只ただ右往左往するばかりの現場にとって、遙々東京から駆けつけてくれる基金職員はお世辞ではなく何とも心強く、被害漁業者と一緒にあって対策に奔走する姿勢が、やり場の無い怒りを和らげ、事後措置を講じる冷静さを取り戻すため、どれほどの効果があったかは今更言うまでもないであろう。本誌42号に秋山元理事が書かれていた、広島から急遽魚島へ出張頂いた折などは、小雪まじりの強風の中、背広姿に町着のコート羽織ったままで調査船に乗り込み漁場に出向いてもらった訳で、同乗した海苔養殖漁業者も心底有難がっていたことを記憶している。

(注)記事のなか述べられていた、帰路持ち帰るべく三原港のコインロッカーに預けておられた広島土産の「生カキ」を置きっ放しにさせ、別ルートになる松山空港まで乗用車で送り届けてしまった張本人は私でした。

今まで泣き寝入りであった原因者不明の油濁事故に対し、救済の手を差し延べた本

基金は画期的であり、その存在意義は誠に大きいと言えるが、この事業も発足してから、10数年経過。拠出団体からいろいろの意見が出ているとも聞き及んでいるが、本来、降って湧いた様な原因者不明の油により理不尽な被害を被る漁業こそ、誰よりもこの様な救済措置を受けなくてすむ日の来

ることを待ち望んでいるのであるが、未だ油濁事故が根絶されない以上、制度の一層の拡充強化こそ強く求められるべきではなかろうか。最後に、(財)漁場油濁被害救済基金の役職員各位の御壮健と益々の御活躍を祈念して筆を置くこととする。

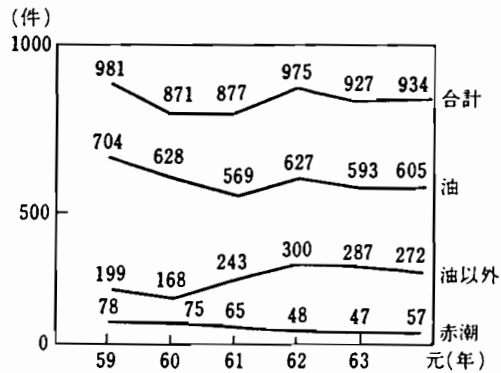


海洋汚染の現状

油濁を含む海洋汚染については、海上保安庁等の取締り努力等により減少傾向をたどっているものの、依然として油濁の被害の発生はつづいています。

以下、平成2年の「海上保安白書」から抜粋した「海洋汚染の現状」を掲載します。

第6-1図 海洋汚染の発生確認件数の推移



(注) 油以外とは、有害液体物質、廃棄物等をいう。

海洋汚染の発生確認状況

平成元年に我が国周辺海域において海上保安庁が確認した海洋汚染の発生件数は934件となっており、昭和63年の927件より7件増加した。これは、油以外のものによる汚染が15件減少したものの油による汚染が12件、赤潮による汚染が10件増加したためである(第6-1図参照)。

元年に確認した海洋汚染を態様別にみる

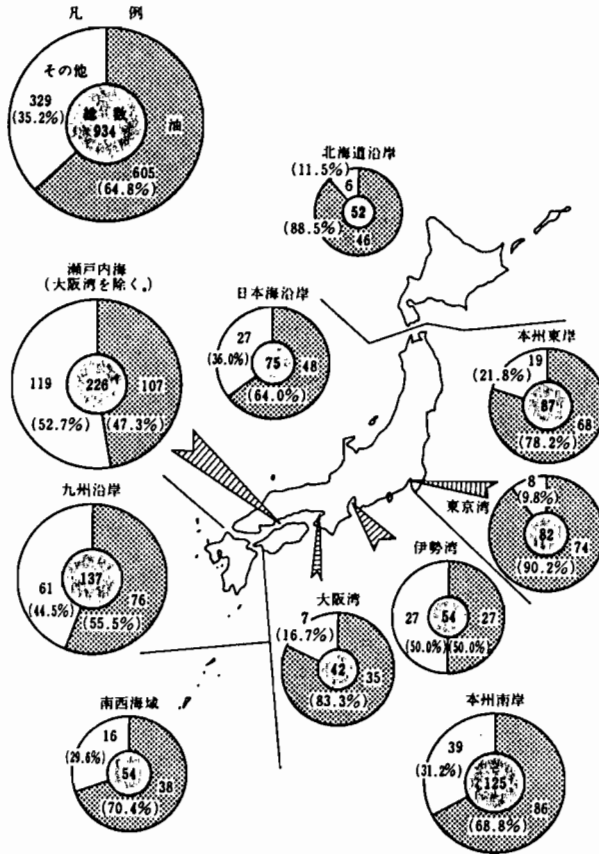
と、次のとおりである。

ア 油による汚染は、605件で全体の65%を占めている。海域別では、大阪湾を含む瀬戸内海が142件、東京湾が74件、伊勢湾が27件となっており、これら船舶交通のふくそう海域で発生したものが約4割を占めている(第6-2図参照)。

排出源別にみると、船舶からのものが大半を占め、排出源不明のものもそのほとんど

第6-2図 海洋汚染の海域別発生確認状況（元年）

(注) その他は、油以外のものによる汚染及び赤潮である。



(注) その他は、油以外のものによる汚染及び赤潮である。

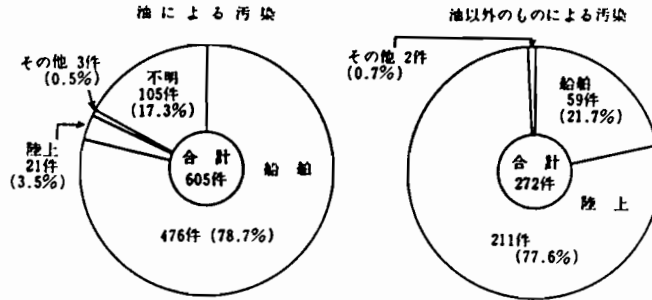
どが船舶からのものであると推定される。また、船舶からの排出と確認された476件を原因別にみると、取扱不注意及び故意による人為的なものが大半を占めている（第6-3、4図参照）。

イ 油以外のものによる汚染は、272件で全体の29%を占めている。その内訳は、廃棄物233件、有害液体物質26件、工場排

水8件、その他5件となっている。排出源別にみると、陸上からのものが78%を占め、その原因のほとんどが故意によるものである（第6-3図参照）。

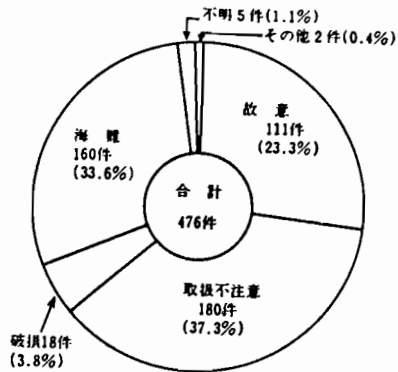
ウ 赤潮は、57件で全体の6%であり、伊勢湾、本州南岸及び瀬戸内海（大阪湾を除く。）において多く確認されている。

第6-3図 海洋汚染の排出源別発生確認件数（元年）



(注) 赤潮を除く。

第6-4図 船舶からの油による海洋汚染の原因別発生確認件数（元年）



海洋汚染の海域別発生確認件数の推移

(単位：件)

年	種 類	海 域										合 計	
		北 海 道 沿 岸	本 州 東 岸	東 京 湾	伊 勢 湾	大 阪 湾	(大 阪 湾 を 除 く) 瀬 戸 内 海	本 州 南 岸	九 州 沿 岸	日 本 海 沿 岸	南 西 海 域		
63	油	27	62	77	31	30	116	68	68	63	51	593	
	油 以 外	有害液体物質等	1	2	0	1	0	3	15	1	0	0	23
		廃棄物	2	31	3	3	10	113	13	30	24	22	251
		その他	0	0	0	1	3	6	2	0	1	0	13
	小計	3	33	3	5	13	122	30	31	25	22	287	
	赤潮	1	1	1	15	7	9	3	7	2	1	47	
計	31	96	81	51	50	247	101	106	90	74	927		
元	油	46	68	74	27	35	107	86	76	48	38	605	
	油 以 外	有害液体物質等	1	5	3	0	2	6	6	3	0	0	26
		廃棄物	2	10	0	5	4	103	21	49	23	16	233
		その他	2	1	2	1	0	2	0	4	1	0	13
	小計	5	16	5	6	6	111	27	56	24	16	272	
	赤潮	1	3	3	21	1	8	12	5	3	0	57	
計	52	87	82	54	42	226	125	137	75	54	934		

海洋汚染の原因別発生確認件数の推移

(単位：件)

年	種 類	原 因	判 明					不 明	合 計	
			故 意	取 扱 不 注 意	破 損	海 難	そ の 他			
63	油		97	197	19	156	3	472	25	497
	油 以 外	有害液体物質等	20	1	0	2	0	23	0	23
		廃棄物	247	0	0	0	0	247	0	247
		その他	7	4	1	1	0	13	0	13
	小計	274	5	1	3	0	283	0	283	
	計	371	202	20	159	3	755	25	780	
元	油		115	187	24	160	6	492	8	500
	油 以 外	有害液体物質等	20	4	0	2	0	26	0	26
		廃棄物	232	0	0	0	0	232	1	233
		その他	7	1	1	1	3	13	0	13
	小計	259	5	1	3	3	271	1	272	
	計	374	192	25	163	9	763	9	772	

中央審査会の動き

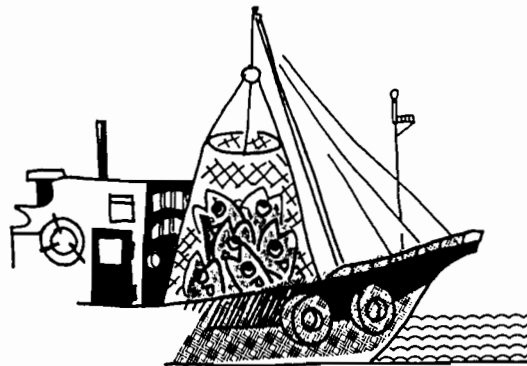
○平成2年度 第4回中央審議会

平成3年2月13日、本年度第4回中央審査会が開催され、鹿児島県種子島地区等6件の漁場油濁被害額の審査が行われた。今回上程された集件は、防除清掃関係のみのもので、次のような点について質疑応答および指摘があり、審議検討された結果、別表のとおり認定された。

- 原因者の究明の状況について「調査中」と「捜査中」とあるが、その違いは何か。
(同席の弁護士委員から次のとおり説明

事件として立件していれば「捜査中」ということで、立件してなければ「調査中」の表現でよい。洋上で油を流し、オイルボールになったものは犯人の特定は難しく保安部としては立件はむずかしと思われる。今後は「調査中」で統一した方がよい。)

- 原因者の究明についての記述および車輛の使用目的の記載のないものがあるので、今後、指導、注意されたい。



平成2年度第4回中央審査会上程分

県・地区名	発生日	発生場所	関係漁協	主な被害内容	認定		被害状況
					漁業被害	防除清掃	
鹿児島県 種子島地区	平成2.10.15	南種子町 漁協地先海岸一帯	南種子町漁協	防除清掃	—	4,380,640	オイルボールがゴミ等と共に漂着、再流出して磯建網・磯根資源等に被害の恐れがあり清掃した。
沖縄県 伊平屋島地区	10.17	伊平屋島西海岸一帯	伊平屋村漁協	〃	—	1,892,023	オイルボールが海岸に漂着、もろく漁場に被害の恐れや漁網天日干しに支障があり清掃した。
沖縄県宮古・ 池間島地区	11.27	宮古島北海岸及び 池間島地先海岸一帯	平良市漁協 池間漁協	〃	—	7,857,679	オイルボールが海岸に漂着、再流出してもろく養殖、小型定置網等に被害の恐れがあり清掃した。
鹿児島県 種子島地区	12.17	中種子町漁協 地先海岸一帯	中種子町漁協	〃	—	4,682,784	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網や根付資源に被害の恐れがあり清掃した。
鹿児島県 沖永良部島 地区	12.20	沖永良部島地先海岸一帯	沖永良部島 漁協	〃	—	784,709	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網やアオノリに被害の恐れがあり清掃した。
沖縄県 与那国島地区	12.29	与那国島地先海岸一帯	与那国町漁協	〃	—	696,111	オイルボールが海岸に漂着、再流出して採貝漁業に被害の恐れがあり清掃した。
計				防除清掃6件		20,293,946	
果計				漁業被害0件 防除清掃14件		32,629,005	

評議員の委嘱について

去る平成3年2月26日開催の平成2年度第3回理事会において、任期満了に伴う評議員の委嘱について承認され、下記のとおり委嘱された。

評議員名	所 属	備 考
石 垣 信 一	石油連盟 環境安全委員会 委員長	再 任
高 木 勇	電気事業連合会 専務理事	再 任
高 井 重 壽	日本内航海運組合総合連合会 理事長	再 任
高 宮 信 夫	(社)日本船主協会 法規専門委員会 委員長	再 任
菅 原 昭	全国漁業協同組合連合会 常務理事	再 任
杉 森 晋	全国共済水産業協同組合連合会 副会長	再 任
橋 本 隆	全国漁業共済組合連合会 専務理事	再 任
山 内 静 夫	漁船保険中央会 副会長	再 任
飛 田 勇 次	(助)中央漁業操業安全協会 専務理事	再 任
真 田 和 美	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 専務理事	再 任
佐 藤 勇	宮城県水産林業部長	再 任
多 胡 信 良	福岡県水産林務部次長	再 任

(任期は平成3年3月6日から平成5年3月5日まで)

役員 の 改 選 に つ い て

去る平成3年3月13日開催の平成2年度第2回評議員会において、任期満了に伴い役員が選任され、次期理事による互選の結果、下記のとおりとなった。

油濁基金役員名簿（4月10日付）

役 職	新	旧
理 事 長	宮 原 九 一 (三重県漁業協同組合連合会 会長理事)	同 左
専 務 理 事	大 橋 孝 治	同 左
理 事	池 尻 文 二 (全国漁業協同組合連合会 会長理事)	同 左
理 事	横 峯 平 一 (財)千葉県漁業振興基金 理事長)	同 左
理 事	内 田 公 三 (社)経済団体連合会 常務理事)	同 左
理 事 (常 勤)	桑 原 忠 義	同 左
監 事	木 村 邦 雄 (社)大日本水産会 専務理事)	同 左

(任期は、平成3年4月10日から平成5年4月9日まで)

(官庁等人事異動)

官 公 庁 人 事 異 動

所 属	年 月 日	所 属	新 任 者	前 任 者
運 輸 省	H3. 1. 16	海洋・海事課 補佐官	友 枝 猛	齋 藤 壽

(編集後記)

1. 早や3月となり、吹く風も日一日と暖かさを増す季節となりました。この時期になりますと、油濁被害発生頻度の高いのり養殖が終期を迎えますので、油濁事故の突発に備え張りつめた気持ちも大分緩みます。
2. 今年もりのり養殖業の油濁被害が1月下旬から2月初旬にかけ、瀬戸内海に面した、愛媛県(3件)、香川県(1件)で続発しました。発生時期が集中したため、担当者は出張続きでご苦労様でした。現在、被害額算出のため大忙しの毎日です。

原 稿 募 集

☆「寄稿」…油濁に関するあらゆるひとについての、ご投稿をお願いします。400字詰2枚以上。

☆「随想」…油濁の思い出とか、漁業のこと、魚のこと、船のこと、そのほか自分の趣味のことなど、なんでも結構です。肩のこらないものをお願いします。400字詰3枚以内。

☆送り先は、当基金あて、薄謝進呈



平成2年12月17日、千葉県袖ヶ浦沖ワールドビクトリー号原油流出事故。バキュームカーにより油を吸上げている風景

(写真提供 牛込漁協)

(人物紹介)



愛媛県漁業協同組合連合会

漁政部漁政課

佐々木 和 重

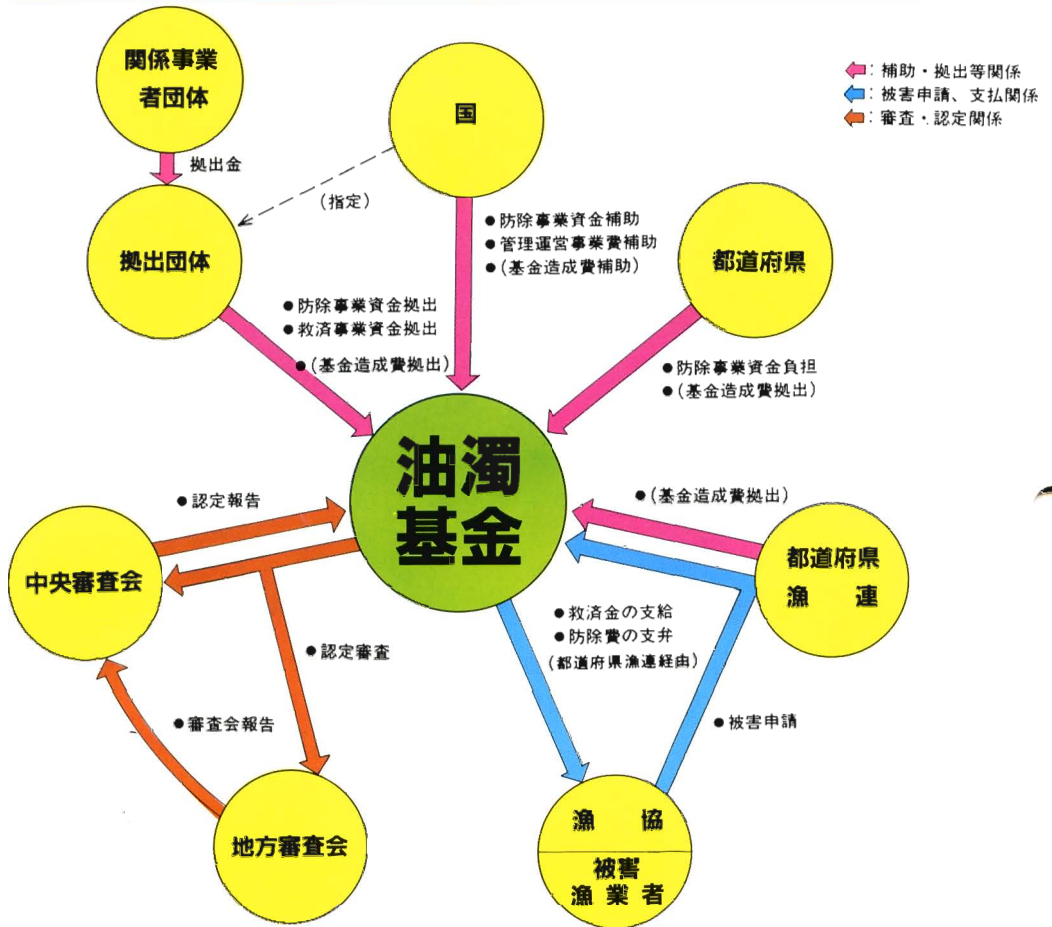
(自己紹介は苦手です)

年令32才、独身といっても別にこれは油濁担当のせいではないと思います。もっとも確かに、あまり娘さんに縁のある業務でもないのですが、男が30を過ぎて人のせいにできることは何もないというのが僕の自論でもある訳ですが、ともあれ、この頃は、その理由はあまり突き詰めて考えないようにして暮しております。

62年からこの業務に携わり、毎年冬が来る度に、紺碧の海へ出掛けました。被害者である漁民には、原因者不明という怒りをぶつける相手のない事故にとってこの制度は実にありがたいものと思います。

今後、ますますの基金の発展を願ってやみません。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠出団体

農林水産省関係
通商産業省関係

(株)大日本水産会
 石油連盟
 (株)経済団体連合会
 (株)日本貿易会
 日本アンモニア協会
 (株)日本ガス協会

電気事業連合会
 (株)日本電機工業会
 (株)日本産業機械工業会
 日本化学繊維協会

(株)日本鉄鋼連盟
 (株)日本自動車工業会
 石油化学工業協会
 (株)セメント協会

運輸省関係

(株)日本船主協会
 (株)日本船舶振興会

日本内航海運組合総連合会

(株)日本旅客船協会

発行月 1991年3月
 発行所 財団法人 漁場油濁被害救済基金
 住所 〒101 東京都千代田区内神田2-2-1
 鎌倉河岸ビル6階
 電話 03-3254-7033
 ファックス 03-3254-3978 ㊞